9) マイナンバー制度

1） マイナンバーとは

＊2015年10月から実用化、12桁の個人識別番号

＊日本の市区町村に住民票を有する赤ちゃんから高齢者まで国籍を問わず個人に付与

＊国内・海外に転出・転入・就職・転職・結婚しても番号は不変

2） 目的

＊社会保障（健康・介護保険、年金）・税・災害対策

＊公平・公正な社会の実現（給付金等の不正受給防止）、国民の利便性の向上（面倒な行政手続きの簡素化）、行政の効率化（手続きを無駄なく正確に）

9) マイナンバー制度

3） 利用範囲

＊国・地方公共団体・勤務先・金融機関・年金・医療保険者

＊給与所得者の扶養控除、銀行・証券・保険会社との取引、日本から海外への送金、各種給付・還付請求（高額療養費・公費負担医療費）、障がい者手帳、生活保護、介護保険要介護認定、税の確定申告、年金受給、不動産譲渡・賃貸契約等

9) マイナンバー制度

4） マイナンバーカード

マイナンバーカードの普及率は70%（2023年6月）

表面記載事項
氏名・住所・性別・生年月日・顔写真
カードの発行者（市区町村長）
有効期限（未成年は5年、成年は10年）

裏面記載事項
12桁個人識別番号・氏名・生年月日
（ICチップが埋め込められている）

9) マイナンバー制度

5） マイナンバーカードで出来る事

2021年3月から健康保険証としても使用可

2024年から運転免許証としても使用可の予定

将来的にはマイナンバーカードの機能をスマホに記憶させる事も可能

9) マイナンバー制度

6） 2023年6月マイナンバー法の一部改正

＊2024年秋に現在の健康保険証は廃止、マイナンバーカードに一体化（マイナ保険証）

＊年金受給口座をマイナンバーに紐づけ

＊経過措置として、現行健康保険証も2025年秋までの1年間は使用可

＊マイナンバーカードを持たない人には健康保険診療資格確認書を無料交付

9) マイナンバー制度

7） 海外在住者の取扱い

＊2015年10月5日以降一度も日本に住民登録をしていない海外在留邦人にはマイナンバーは未だ付与されていない

＊その後日本に一時帰国・本帰国して住民登録した時点でマイナンバーが付与される

＊マイナンバーカードの取得は強制ではなく、任意 （2023年6月時点で交付率70%）

＊海外に移住する場合は海外転出届を提出し、マイナンバーカードも返却要

＊希望すればマイナンバーカードのICチップに内蔵されたデータを無効にした後、そのマイナンバーカードを保持し続ける事は可能。

＊再度日本に戻って住民登録した時、新たなマイナンバーカードを申請する必要あり。

詳細は以下のサイトを参照

http://shukatsuweb.net/mynumber

https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/mynumber.html

9) マイナンバー制度

8） 今後の変更点

＊2023年から海外転出者のマイナンバーカードの返還は不要で、引き続き保持可
＊2024年5月から海外在住者も日本の本籍地・一時帰国時の滞在地の市区町村に来庁・郵送でマイナンバー・マイナンバーカードの申請が可能
＊その後（2024年秋?）、海外の日本領事部・領事館でもマイナンバーカードの取得が可能の予定

海外在住者のマイナンバーカードの利用範囲の拡大

＊日本の銀行との取引（海外送金等）
＊日本の公的書類（戸籍謄本・抄本等）の取得・在外選挙・日本の国家資格の管理

YouTube https://youtu.be/xDR9ENRWb7A

9) マイナンバー制度

YouTube 動画

https://youtu.be/OvhYgPw_BZs

https://youtu.be/QFKICFKWfXM

https://youtu.be/WpadcgznQHo

https://youtu.be/UuwENm5NVLg